

## 岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」3（3）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- (2) 実施要綱3（4）に規定する帰国者・接触者外来等設備整備事業
- (3) 実施要綱3（5）に規定する感染症検査機関等設備整備事業

(事業実施計画の作成及び提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

- (1) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (2) その他必要な事項

(申請手続)

第4条 補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(補助事業者が県が適当と認める法人格を有する団体等の場合)

- (1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業者が市町村の場合)

- (1) 事業実施計画の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機

械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したとき（事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）は、第5号様式による事業実績報告書に係る書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

## 別表

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 1床あたりの上限額133,000円×知事が認めた病床数	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費	定額
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1)人工呼吸器及び付帯する備品 1台あたりの上限額5,000,000円×知事が必要と認めた台数 (2)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人あたりの上限額3,600円×知事が必要と認めた人数分 (3)簡易陰圧装置 1床あたりの上限額4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 (4)簡易ベッド 1台あたりの上限額51,400円×知事が必要と認めた台数 (5)体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台あたりの上限額21,000,000円×知事が必要と認めた台数 (6)簡易病室※1及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料  ※1 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。	定額
帰国者・接触者外来等設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 (2)HEPA フィルター付きパーテーション 1台あたりの上限額205,000円×知事が必要と認めた台数 (3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人あたりの上限額3,600円×知事が必要と認めた人数分 (4)簡易ベッド 1台あたりの上限額51,400円×知事が必要と認めた台数 (5)簡易診療室※2及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料  ※2 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。	定額
感染症検査機関等設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1)次世代シーケンサー 知事が必要と認めた額×台数 (2)リアルタイムPCR装置 知事が必要と認めた額×台数 (3)等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備購入費、使用料及び賃借料	定額